

14. 輸出入水産物検査検疫監督管理規則¹⁵

「輸出入水産物検査検疫監督管理規則」を仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文も必ずご確認ください。

国家品質監督検査検疫総局令

第 135 号

「輸出入水産物検査検疫監督管理規則」は 2010 年 3 月 10 日に国家品質監督検査検疫総局局務会議において審議、採択され、ここに公布し、2011 年 6 月 1 日から施行する。

局長 支樹平

2011 年 1 月 4 日

輸出入水産物検査検疫監督管理規則

第一章 総則

第一条 輸出入水産物の検査検疫及び監督管理を強化し、輸出入水産物の品質の安全を保障し、動物疾病が国境を越えて国内に侵入又は国外へ拡大することを防止し、漁業の生産安全及び人類の健康を保護するため、「中華人民共和国輸出入商品検査法」及びその実施条例、「中華人民共和国出入管動植物検疫法」及びその実施条例、「中華人民共和国国境衛生検疫法」及びその実施細則、「中華人民共和国食品安全法」及びその実施条例、「國務院の食品等製品の安全監督管理の強化することに関する特別規定」等の関連法律・法規の規定により、この規則を制定する。

第二条 この規則は輸出入水産物の検査検疫及び監督管理に適用する。

第三条 この規則において水産物とは、人の食用に供する水生動物製品及びその加工品をいう。クラゲ類、軟体類、甲殻類、棘皮類、頭索類、魚類、両生類、爬虫類、水生哺乳類動物等その他水生動物製品並びに藻類等の海洋植物製品及びその加工品を含み、活きた水生動物及び水生植物の繁殖材料は含まない。

第四条 国家品質監督検査検疫総局（以下、「国家質検総局」という。）は全国の輸出入水産物の検査検疫及び監督管理業務を主管する。

2 国家質検総局が各地に設立する出入管検査検疫機関（以下、「検査検疫機関」という。）は、所轄区域の輸出入水産物の検査検疫及び監督管理業務に責任を負う。

第五条 検査検疫機関は、法により輸出入水産物に対しては検査検疫、監督抜取検査を実施し、輸出入水産物製造加工企業（以下、「製造企業」という。）に対しては監督の必要性及び国家質検総局の関連規定により信用管理及び分類管理制度を実施する。

第六条 輸出入水産物製造企業は法律、行政法規及び関連基準により製造経営活動に従事し、社会と公衆に対して責任を負い、水産物の品質の安全を保証し、社会の監督を受け、社会的責任を負わなければならない。

第七条 国家質検総局は、輸出入水産物検査検疫証明書を発行する検査検疫機関の職員に対し届出管理制度を実施し、届出されていない職員は証明書を発行してはならない。

第二章 輸入検査検疫

第八条 輸入水産物は、中国の法律、行政法規、食品安全国家基準及び中国と輸出国又は地区の締結した関連協定、議定書、覚書等に規定する検査検疫基準及び貿易契約において約定する検疫基準に適合しなければならない。

2 食品安全国家基準がない水産物を輸入するときには、荷受人は検査検疫機関に國務院の衛生行政部門の発行した許可証明書類を提出しなければならない。

第九条 国家質検総局は、中国の法律、行政法規の規定、食品安全国家基準並びに国内外における水産物の疫病流行状況及び有毒有害物質のリスク分析結果に基づき、中国へ水産物を輸出する国又は地区における品質安全管理体系の有効性評価状況を考慮し、中国輸入水産物の検査検疫基準を制定し、かつ

¹⁵ http://www.gov.cn/gongbao/content/2011/content_1880091.htm

公布する。又は、中国へ水産物を輸出する国又は地区と検査検疫協定を締結し、検査検疫基準及び関連証明書を確定する。

第十条 国家質検総局は、中国域内に水産物を輸出する輸出業者又は代理業者に対し届出管理を実施し、かつ参入資格を取得した域外製造企業と届出済み輸出業者、代理業者の名簿を定期的に公開する。

2 輸入水産物の域外製造企業の登録管理は、国家質検総局の関連規定により実施する。

第十一条 検査検疫機関は、輸入水産物の荷受人に対し届出管理を実施する。

届出管理が実施されている荷受人に限り、水産物輸入手続をすることができる。

第十二条 輸入水産物の荷受人は、水産物の輸入、販売記録制度を確立しなければならない。記録は真実でなければならない。保管期間は2年を下回ってはならない。

第十三条 国家質検総局は、安全衛生リスクの比較的高い輸入両生類、爬虫類、水生哺乳類動物及びその他養殖水産物等に対して検疫審査許可制度を実施する。上記製品の荷受人は、貿易契約締結前に検疫審査許可手続を行い、入管動植物検疫許可証を取得しなければならない。

2 国家質検総局は、必要に応じて関連規定により職員を輸出国又は地区に派遣し、輸入水産物事前検査を実施することができる。

第十四条 水産物の輸入前又は輸入の際に荷受人又はその代理人は、輸出国又は地区の公的機関が発行した検査検疫証明書正本の原本、原産地証明書、貿易契約、船荷証券、梱包明細書、インボイス等の書類を添えて輸入港検査検疫機関に検査申請しなければならない。

2 輸入水産物に添付する輸出国又は地区の公式検査検疫証明書は、国家質検総局の当該証明書に対する基準に適合しなければならない。

第十五条 検査検疫機関は、荷受人又はその代理人の提出した関連書類に対して審査を実施し、基準に適合するものについては、検査申請を受理し、かつ検疫審査許可数量と照合し、貨物通関証明書を発行する。

第十六条 輸入水産物は、検査検疫機関の指定した貯蔵冷蔵庫又はその他場所に貯蔵しなければならない。輸入港は輸入水産物の数量に応じた貯蔵冷蔵庫を備えなければならない。貯蔵冷蔵庫は輸入水産物の貯蔵冷蔵庫の検査検疫基準に適合しなければならない。

第十七条 輸入水産物を積載輸送する輸送機器とコンテナは、輸入港検査検疫機関の監督の下、防疫消毒処理を実施しなければならない。検査検疫機関の許可を得ずに、無断で輸入水産物を輸送機器、コンテナから荷卸ししてはならない。

第十八条 輸入港の検査検疫機関は、規定により輸入水産物に対して現場検査検疫を実施する。現場検査検疫は以下に掲げる内容を含む。

一 書類の照合、及び貨物の検査

二 包装が輸入水産物包装の基本要件に適合しているか否かの検査

三 植物性害虫が繁殖しやすい輸入漬物又は乾燥水産物に対する植物検疫の実施、及び必要に応じた害虫駆除処理の実施

四 貨物が腐敗、変質していないか、異物の混入がないか、干からびていないか、凝固した血液、霜が多すぎないかの検査

第十九条 輸入事前包装水産物の中国語ラベルは、中国食品ラベルの関連法律、行政法規、規則の規定及び国家技術規範の強行基準に適合しなければならない。検査検疫機関は、規定により基事前包装水産物のラベルに対し検査を実施する。

第二十条 検査検疫機関は、規定により輸入水産物のサンプリングを実施する。

関連標準、監視計画、警告通報等の基準に基づき、以下に掲げる項目に対し検査又は監視を実施する。

一 病原微生物、重金属、残留農薬・動物用医薬品等の有害有毒物質

二 疫病、寄生虫

三 その他基準の項目

第二十一条 輸入水産物が検査検疫に合格したとき。には、輸入港検査検疫機関は、「入管貨物検査検疫証明書」を発行し、製造、加工、販売、使用を許可する。「入管貨物検査検疫証明書」には輸入水産

物のコンテナ番号、製造ロット番号、製造メーカー及び荷印等のトレーサビリティ情報を明記しなければならない。

- 2 輸入水産物が検査検疫に不合格のとき。には、検査検疫機関は、「検査検疫処理通知書」を発行する。人身の安全、健康、環境保護に関するもの以外の項目が不合格のとき。には、検査検疫機関の監督の下、技術的処理を実施し、再度検査検疫を経て合格したとき。に限り、販売又は使用できる。
- 3 当事者が賠償請求証明書等のその他証明書の発行を必要と申請したときには、検査検疫機関は関連証明書を発行する。

第二十二條 以下に掲げる事由の一があるとき。には、返送又は廃棄処理をする。

- 一 輸入検疫審査許可が必要な製品で、有効な輸入動植物検疫許可証がないとき。
- 二 登録が必要な水産物製造企業が中国において登録されていないとき。
- 三 輸出国又は地区の公的機関が発行した有効な検査検疫証明書がないとき。
- 四 人身の安全、健康、環境保護に関する項目に不合格のとき。

第三章 輸出検査検疫

第二十三條 輸出水産物は、検査検疫機関が監督、抜取検査を実施し、税関が検査検疫機関の発行した通関証明書に基づき通関を許可する。

第二十四條 検査検疫機関は、以下に掲げる基準に基づき輸出水産物及びその包装に対し検査検疫を実施する。

- 一 輸入国又は地区の検査検疫基準
- 二 中国政府と輸入国又は地区の政府が締結した検査検疫協定、議定書、覚書等に規定する検査検疫基準
- 三 中国の法律、行政法規及び国家質検総局の規定する検査検疫基準
- 四 輸入国又は地区の公的機関による品質、数量、重量、包装等に関する基準
- 五 貿易契約において約定する検査検疫基準

第二十五條 検査検疫機関は、輸出水産品養殖場に対して届出管理を実施する。

輸出水産物製造企業の使用する原料は届出された養殖場、漁業行政主管部門が許可した漁獲水域又は漁獲船舶からのものでなければならず、かつ輸入予定国又は地区の検査検疫要求に適合しなければならない。

第二十六條 届出をする輸出水産物養殖場は、以下に掲げる基本的条件と衛生基準を満たさなければならない。

- 一 漁業行政主管部門の養殖許可の取得
- 二 一定の養殖規模の具備。土手で囲まれるか、又は開放された海域における養殖水面総面積は 50 ムー(約 33,333.35 平方メートル)以上、コンクリート製の池における養殖水面総面積は 10 ムー(約 6,666.67 平方メートル) 以上で、場内の養殖池が整然と番号付けされていること。
- 三 水源が潤沢であり、養殖用水の水質が「漁業水質標準」に適合していること。
- 四 周囲に家畜家禽養殖場、病院、化学工場、廃棄物処分場等の汚染源がなく、外部環境と隔離された施設を備え、内部環境衛生が良好であること。
- 五 配置が合理的で、衛生防疫要求に適合し、給排水の交差汚染を避けられること。
- 六 独立、分割して設立された薬品、飼料倉庫を持ち、倉庫は清潔かつ乾燥を保ち、通気性が良好で、出入庫記録を取る専任担当者を有すること。
- 七 養殖密度が適切で、養殖密度に応じた酸素増加施設を配備していること。
- 八 給餌する飼料は検査検疫機関に届出のある飼料加工工場のものを使用し、「輸出食用動物飼育用飼料検査検疫管理規則」の基準に適合していること。
- 九 中国及び輸出国又は地区で使用禁止の薬品とその他有毒有害物質を保管、使用しないこと。使用する薬品は有効成分を表記し、薬品使用記録を取り、かつ休薬期間の規定を厳格に遵守すること。
- 十 整備された組織管理機関及び書面による水産養殖管理制度(種苗買付、養殖生産、衛生防疫、薬品飼料使用等)があること。
- 十一 適切な資格を持つ養殖技術者と品質監督者を配置し、養殖技術者と品質監督者が異なる職員に

より担当されること。養殖技術者は処方に基づき薬品を使用し、薬品は品質監督者が支給すること。養殖技術者及び品質監督者は以下に掲げる条件を備えなければならない。

- イ 検査検疫の関連法律、行政法規、規則等の規定を熟知し、遵守すること。
- ロ 農業行政主管部門の水生動物の疫病と動物用医薬品に関する管理規定を熟知し、遵守すること。
- ハ 輸入国又は地区の残留薬品制御に関する法規、標準を熟知していること。
- ニ 一定の養殖業務経験があるか、又は養殖を専攻とする中等実業学校以上の学歴を有していること。
- 十二 重要な疫病と重要事項を速やかに報告する制度を確立すること。

第二十七条 輸出水産物養殖場は、以下に掲げる手続に基づき届出を行う。

- 一 輸出水産物養殖場は所在地の検査検疫機関に届出の申請を提出し、かつ関連の資料を提供する。
- 二 検査検疫機関は、この規則第二十六条に規定する基本条件及び衛生基準に基づき、届出を申請する輸出水産物養殖場の審査を実施する。基本条件と衛生基準に適合するときには、直属の検査検疫局が審査許可し、届出証明を発行する。
- 三 届出証明書は発行の日より効力を生じ、有効期間は4年とする。輸出水産物養殖場は有効期間満了の3か月前に延長の申請をしなければならない。
- 四 届出された輸出水産物養殖場の住所、名称、養殖規模、所有権、法定代表者等に変更が生じたときは、速やかに所在地の検査検疫機関に届出の再申請をするか、変更手続を行わなければならない。

第二十八条 輸出水産物の届出養殖場は、その生産する輸出水産物原料に対してその都度出荷証明書を発行しなければならない。

第二十九条 輸出水産物届出養殖場は、輸入国若しくは地区の基準、又は中国食品安全国家基準及び関連規定により飼料、動物用医薬品等の農業用品を使用しなければならないが、輸入国若しくは地区の要求、又は中国食品安全国家基準に適合しない農業用品を購入又は使用してはならない。

第三十条 検査検疫機関は、輸出水産物届出養殖場に対して監督管理を実施し、監督検査を行い、かつ関連の記録をする。監督検査は日常監督検査と年度審査等の形式を含む。

- 2 検査検疫機関は、リスク分析を基礎として届出済み輸出水産物養殖場に対して水生動物の疫病、残留農薬・動物用医薬品、環境汚染物、水質状況及びその他有毒有害物質の監視測定を実施し、輸出水産物の安全リスク情報管理制度を完備しなければならない。

第三十一条 検査検疫機関は、輸出食品製造企業届出管理規定により輸出水産物の製造企業に対して届出管理を実施する。

- 2 輸入国又は地区において中国の輸出水産物製造企業に対し登録要求があるとき。において対外的推薦による企業登録が必要などときには、国家質検総局の関連規定により基実施する。

第三十二条 輸出水産物製造企業は、整備され、トレーサビリティを備えた品質安全制御体系を確立し、輸出水産物の原料から最終製品に至るまで鮮度保持剤、防腐剤、保水剤、保色剤等の物質について規則に違反して使用しないことを保障しなければならない。

- 2 輸出水産物製造企業は、加工用原料及び補助材料、並びに最終製品の微生物、残留農薬・動物用医薬品、環境汚染物等の有毒有害物質に対し自己検査を実施しなければならない。自己検査能力がないとき。には、資格のある検査機関に検査を委託し、かつ有効な検査報告を所持しなければならない。

第三十三条 輸出水産物製造企業が水産物を生産加工するとき。には、養殖場を事業者として製造ロット管理を実施し、異なる養殖場の水産物を同一の製造ロットの原料として製造加工してはならない。原料水産物から最終製品まで、製造加工ロット番号は常に一致しなければならない。

- 2 製造加工ロット番号の表記要求は別途公告する。

第三十四条 輸出水産物製造企業は、原料入荷検査記録制度を確立し、原料に付属する出荷証明書を審査しなければならない。入荷検査記録は真実でなければならない。保管期間は2年を下回ってはならない。

- 2 輸出水産物製造企業は、出荷検査記録制度を確立し、出荷水産物の検査合格証と安全状況を検査し、その水産物の名称、規格、数量、製造日、製造ロット番号、検査合格証番号、購入者名称及び連絡方式、販売日等の内容を事実どおり記録しなければならない。
- 3 水産物出荷検査記録は真実でなければならない。保管期間は2年を下回ってはならない。

第三十五条 輸出水産物の包装上には輸入国又は地区の基準に基づき表示を行い、輸送用の包装上には目的地の国又は地区を明記しなければならない。

第三十六条 輸出水産物製造企業又はその代理人は、国家質検総局検査申請規定により、貿易契約、製造企業の検査報告（出荷合格証明書）、出荷リスト等の関連書類により産地の検査検疫機関に検査申請しなければならない。

2 輸出水産物の輸出検査申請に際しては、全ての使用原料中の残留薬品、重金属、微生物等の有毒有害物質含有量が輸入国又は地区及び我が国の基準に適合する旨の書面証明を提供しなければならない。

第三十七条 検査検疫機関は、輸出水産物における病原微生物、残留農薬・動物用医薬品及び環境汚染物等の有毒有害物質に対してリスク分析を基礎として抜取検査を実施し、かつ輸出水産物生産加工の全工程における品質安全統制体系に対し検証と監督を実施しなければならない。

第三十八条 抜取検査を受けていない輸出水産物については、検査検疫機関は、輸入国又は地区の基準に基づき輸出水産物の検査報告、積載輸送記録等に対して審査を行い、日常の監督、監視、抜取検査等の状況を考慮して総合的に評価しなければならない。規定の基準に適合するときには、関連する検査検疫証明書を発行する。規定の基準に適合しないときは、不合格通知書を発行する。

第三十九条 輸出水産物製造企業は、輸出水産物の輸送機器が良好な密封性を備えることを保証し、搭載方式は水産物が汚染されることを有効に回避することができるものとし、輸送過程での必要な温度条件を保証し、規定により洗浄消毒し、かつ記録をしなければならない。

第四十条 輸出水産物製造企業は、貨物と証明書が一致することを保証し、かつ搭載輸送記録を作成しなければならない。検査検疫機関は、ランダムに抜取検査を実施しなければならない。産地の検査検疫に合格した輸出水産物について港の検査検疫機関による港での検査の際に書類の不一致が発見されたときは、通関を許可しない。

第四十一条 輸出水産物の検査検疫の有効期間は以下のとおりである。

- 一 冷蔵（鮮度保存）水産物：7日
- 二 乾燥冷凍、個別冷凍水産物：4か月
- 三 その他の水産物：6か月

2 輸出水産物が検査検疫有効期間を超過したときは、改めて検査申請しなければならない。輸入国又は地区に別途基準があるときは、当該基準により処理する。

第四章 監督管理

第四十二条 国家質検総局は、輸出入水産物に対して安全監視制度を実施し、リスク分析及び検査検疫の実際状況に基づき重点監視計画を制定し、重点監視国又は地区の輸出入水産物の種類と検査項目を確定する。

2 検査検疫機関は、国家質検総局の年度輸出入水産物安全リスク監視計画に基づき、所轄区域内における輸出入水産物のリスク管理実施計画を制定し、かつ実施しなければならない。

第四十三条 国家質検総局及び検査検疫機関は、輸出入水産物に対してリスク管理を実施する。具体的措置については、関連規定により実施する。

第四十四条 輸出入水産物の製造企業、荷受人、荷送人は、適法に製造、経営をしなければならない。

2 検査検疫機関は、輸出入水産物の製造企業、荷受人、荷送人の不良記録制度を確立しなければならない。違法行為があり、かつ行政処分を受けた者は、これを違法企業名簿に掲載し、かつ対外的に公布することができる。

第四十五条 国家質検総局及び検査検疫機関は、食品安全リスク情報管理の関連規定により基関連部門、機関、企業に輸出入水産物の安全リスク情報を速やかに通達し、かつ関連規定により上級機関に報告しなければならない。

第四十六条 輸出水産物届出養殖場所在地の検査検疫機関及び輸出水産物製造企業所在地の検査検疫機関は、連携を強化しなければならない。届出養殖場所在地の検査検疫機関は、養殖場の監督管理状況を輸出水産物製造企業所在地の検査検疫機関に定期的に通報しなければならない。輸出水産物製造企業所在地の検査検疫機関は、製造企業の出荷証明書に対する調査状況、原料及び最終製品の品質安全状況等を届出養殖場所在地の検査検疫機関に定期的に通報しなければならない。

第四十七条 輸入水産物に安全上の問題が存在し、人体の健康と生命の安全に損害をもたらすおそれがあるか、すでに損害が発生しているとき。には、荷受人は自発的にリコールを実施し、かつ直ちに所在地の検査検疫機関に報告しなければならない。荷受人が自発的にリコールを実施しないとき。には、検査検疫機関は、関連規定によりリコールを命じなければならない。

2 輸出水産物に安全上の問題が存在し、人体の健康と生命の安全に損害をもたらすおそれがあるか、すでに損害が発生しているとき。には、輸出水産物製造経営企業は、損害の発生を回避し、軽減する措置を採り、かつ直ちに所在地の検査検疫機関に報告しなければならない。

3 前2項に規定する事情があるときには、検査検疫機関は、国家質検総局に直ちに報告しなければならない。

第四十八条 輸出水産物届出養殖場に以下に掲げる行為があったときには、届出を取り消す。

一 中国及び輸入予定国又は地区で使用禁止の薬品及びその他有毒有害物質を保管又は使用し、使用する薬品に有効成分が明記されていないか、又は使用が禁止されている薬品を含有する薬品添加剤を使用し、規定による休薬期間に薬品の使用を停止しなかったとき。

二 虚偽の出荷証明書を提供し、又は届出番号を譲渡又は偽装譲渡したとき。

三 重大な養殖水産物疫病を隠蔽し、又は検査検疫機関に速やかに報告しなかったとき。

四 検査検疫機関の監督管理を拒否したとき。

五 届出養殖場の名称、法定代表者に変更が生じてから30日以内に変更申請をしなかったとき。

六 養殖規模の拡大、新薬品若しくは新飼料の使用、又は品質安全体系の重大な変更の発生から30日以内に検査検疫機関に報告しなかったとき。

七 1年間、輸出製品出荷がなかったとき。

八 期日を過ぎても届出の継続を申請しなかったとき。

九 年度審査に不合格だったとき。

第四十九条 輸出水産物製造企業に以下に掲げる行為があったとき。には、検査検疫機関は基準に適合するよう改善を命じることができる。

一 病原微生物、環境汚染物、残留農薬・動物用医薬品等の安全衛生項目に初めて不合格となり、輸入国又は地区から返送されたとき。

二 連続する抜取調査において3回にわたり検査申請製品に安全衛生項目の不合格が発生したとき。

三 原料の出所が不明で、ロット管理が混乱しているとき。

四 1年間の日常監督検査において同一の不適合項目が3回に達したとき。

五 製品トレーサビリティ制度を確立していないとき。

第五十条 輸出入水産物の生産経営企業にその他違法行為があった場合には、関連法律、行政法規の規定により処罰する。

第五十一条 輸出入水産物に対する検査検疫と監督管理業務の実施において、検査検疫機関及びその職員が法律法規及びこの規則の規定に違反した場合には、規定により調査し処分する。

第五章 附則

第五十二条 この規則は、国家質検総局が解釈に責任を負う。

第五十三条 この規則は、2011年6月1日から施行する。国家質検総局が2002年11月6日に公布した「出入管水産物検査検疫管理規則」（国家質検総局令第31号）は同時に廃止する。